

風しん抗体検査協力医療機関の皆様へ

# 風しん抗体検査の対象者 の変更について

**令和4年度（令和4年4月1日）から、  
妊娠を希望する女性等を対象とした  
風しん抗体検査の対象者を変更します！**

現在の対象者：妊娠を希望する女性等のうち、次の者を除く

- ①過去に風しん抗体検査を受けたことがある
- ②過去に風しん単独または麻しん風しん混合（MR）ワクチンの予防接種を受けたことがある
- ③過去に風しんに感染し、検査で確定診断を受けたことがある

**令和4年4月1日～  
変更**

変更後の対象者：妊娠を希望する女性等のうち、次の者を除く

- ①過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められた者

・十分な量の抗体があるとは、HI法で32倍以上、EIA法で8.0以上です（厚生労働省「予防接種が推奨される風しん抗体価について」参照）

※現在、「風しんの追加的対策」でも風しん抗体検査を行っており、対象者や予防接種が必要とされる抗体価等が異なりますので、ご注意ください。

風しん抗体検査助成事業：妊娠を希望する女性等が対象、申込票（A4複写）使用

風しんの追加的対策：昭和37年4月2日～昭和62年10月1日に生まれた男性が対象、クーポン券使用